

鹿沼市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

●市行動計画の策定

鹿沼市新型インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）及び県が策定する栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）を踏まえて策定するものです。

令和6（2024）年7月、新型コロナウイルスで明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症対策等以外も含めた感染症による危機に迅速かつ着実に必要な対策を実施していくため、政府行動計画が全面改正されました。栃木県においても、政府行動計画が改定されたことを受け、令和7（2025）年3月に県行動計画が改定されました。

市行動計画についても、政府行動計画、県行動計画に沿った内容とし、改定を行います。

●対策の目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
2. 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

●主な改定のポイント

1. 時期区分の記載

発生段階を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載、準備期の取組を充実。

対応時期	準備期	初動期	対応期
参考）旧計画における対応時期	未発生期	海外発生期	発生早期
		県内感染期	小康期

2. 対策項目の見直し

市や関係機関等において分かりやすく取り組みやすいように改めて7項目を設定。

主要項目（旧計画）	主要項目（新計画）
①実施体制	①実施体制
②サーベイランス・情報収集	②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
③情報提供・共有	③まん延防止
④まん延防止	④ワクチン
⑤予防接種	⑤保健
⑥医療	⑥物資
⑦市民生活及び市民経済の安定の確保	⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保

●各対策項目の概要

①実施体制

- ・市行動計画の作成（変更含む）。
- ・国、県、事業者、関係機関と相互に連携を図り、実効的な対策を講ずる体制を確保する。
- ・平時から人員の確保・養成、実践的な訓練の実施等により体制整備・強化を図る。

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・感染症に対する理解を深めるため、平時から市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行い、適切に判断・行動できるよう情報提供・共有を行う。
- ・偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発及び科学的知見等に基づく情報の提供・共有を行う。

③まん延防止

- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人ごみを避ける等、基本的な感染対策の普及・理解促進を図る。
- ・業務継続計画に基づく対応やまん延防止対策を実施する

④ワクチン

- ・新型インフルエンザ等の発生時にワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう平時から接種体制を構築する。
- ・ワクチンを接種したことによる症状等について、適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

⑤保健

- ・平時においては、健康観察に係る応援体制の検討や消防本部による患者等の搬送が可能な体制を整備する。
- ・有事においては、在宅療養者等の健康観察及び生活支援について県と協力して実施するとともに、消防本部による患者等の搬送を実施する。

⑥物資

- ・感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行い、有事に必要な物資等を確保する。
（備蓄については、災害対策法第49条に規定する備蓄と兼ねることができる。）
- ・物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保

- ・平時から要配慮者への生活支援等の準備や埋火葬の体制の整備等を行う。
- ・有事においては、住民生活の安定の確保のための対応や、埋火葬等の体制整備及び実施等を行う。